

大網白里市障がい福祉計画

第4期

概要版



平成27年3月

大網白里市

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国では、障がい者の完全参加と平等を実現するために、今日まで障がい者施策が総合的に展開されてきました。

国では、平成 24 年 6 月に『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』（障害者総合支援法）を制定し、障がい者の範囲に難病等を加えたほか、対象が身体障がい者のみに限定されていた「重度訪問介護」を、知的障がい又は精神障がいのある「行動援護」の利用者も利用できるようにすること、医療型短期入所制度を導入すること、ケアホームとグループホームを一元化すること、障がい者支援のための新たな認定区分を導入すること等の新たな施策を導入し、多様化・複雑化する障がい福祉の様々な課題の解決に向けて取り組んでいこうとしています。

また、第 4 期障害福祉計画の基本指針においては、PDCA サイクルを導入し、「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化を図るとともに、各年度の間評価及び評価結果の公表が義務づけられているほか、「施設入所者の地域生活への移行促進」（継続）、「入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進」（成果目標の変更）、「地域生活支援拠点等の整備」（新規）、「福祉施設から一般就労への移行促進」（整理・拡充）等の推進を図るとともに、「障がい児支援体制の整備」（新規）、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の取り組みを進めていくことが明記されています。

市においても、国の法律や指針を踏まえて、障がい者を取り巻く福祉サービスのさらなる充実を図る必要があります。

(2) 計画策定の目的

『大網白里市障がい福祉計画』は、平成 18 年度に『第 1 期障害福祉計画（平成 18～20 年度）』、平成 20 年度に『第 2 期障害福祉計画（平成 21～23 年度）』、平成 23 年度に『第 3 期障害福祉計画（平成 24～26 年度）』を策定しており、本計画は第 3 期計画の期間終了に伴う見直し計画となっています。

本市には、障がいの種別にとらわれず支援することのできる社会福祉法人等の社会資源があります。これら市内の社会資源と近隣圏域でのネットワークの強化を図ることにより、地域の資源を最大限に活用したケアマネジメント体制、障がい福祉サービスの提供体制、障がい者の地域移行に向けた体制の整備を推進します。

本計画は、障害者総合支援法を踏まえ、かつ国が示す基本指針に即し、第五次千葉県障害者計画との連携・整合を図りながら、平成 29 年度を目標年度とした本市の今後 3 年間の必要なサービス見込量と、その確保のための方策等について定め、数値目標を明らかにするものです。

2. 基本指針

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、三つの基本理念を掲げるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施体制と、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。また、障がい福祉サービスの対象範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象になっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等による、*インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する方に対する支援等を進めるために、①地域生活への移行、相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、②ショートステイの利便性及び対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、③人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサー

ビス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。そして今後、障がいのある人の高齢化・重度化や当事者の将来に向けて、これらの機能を担うことのできる福祉拠点を整備していく必要があります。

また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化に応じて、中長期的視野に立った継続した支援を行う必要があります。

こうしたサービス提供体制の整備については、関係者や障がいのある人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び千葉県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障がい福祉計画に位置づけ、計画的に推進します。

3. 計画の期間

障がい福祉計画の期間については、平成 29 年度を目標年度とし、第 1 期（平成 18 年度～平成 20 年度）～第 3 期（平成 24 年度～平成 26 年度）の実績を踏まえ、平成 27 年度～平成 29 年度までの 3 年間の計画期間とするものです。

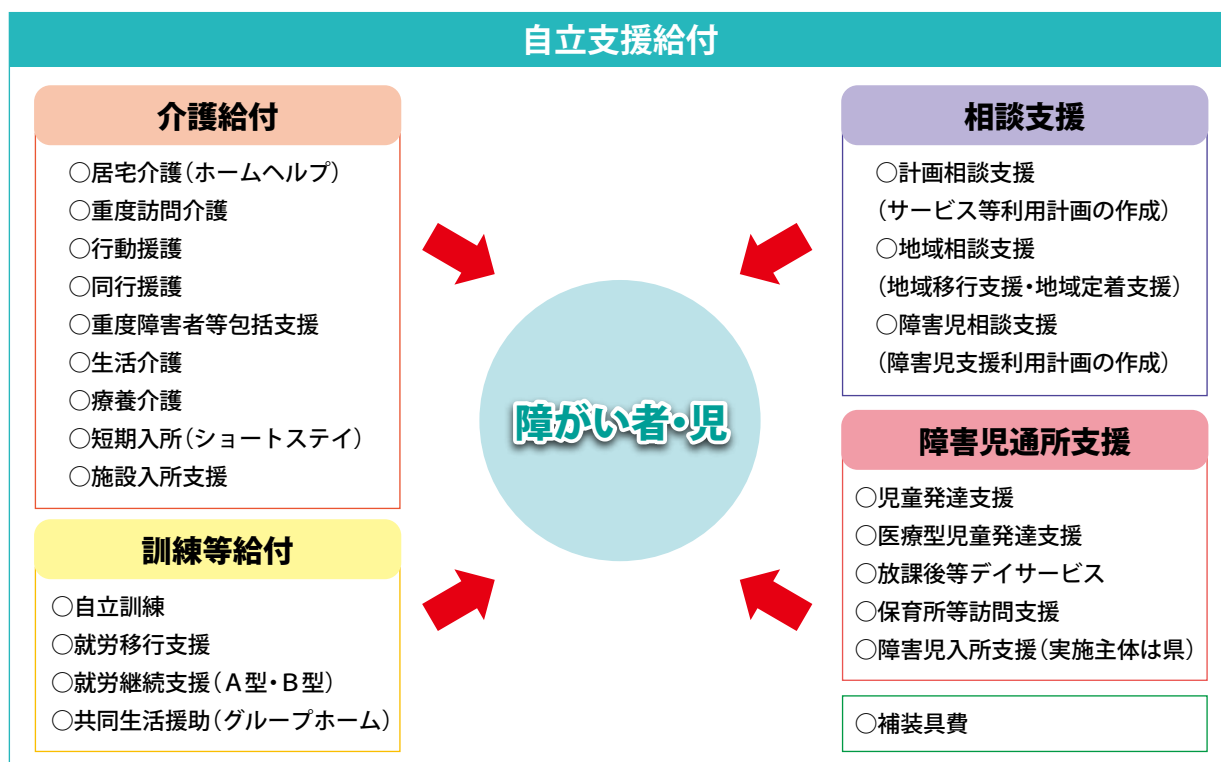
計画期間											
平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害福祉計画（1期）											
			障害福祉計画（2期）								
						障害福祉計画（3期）					
									障がい福祉計画（4期）		

4. 障がい福祉サービスの仕組み

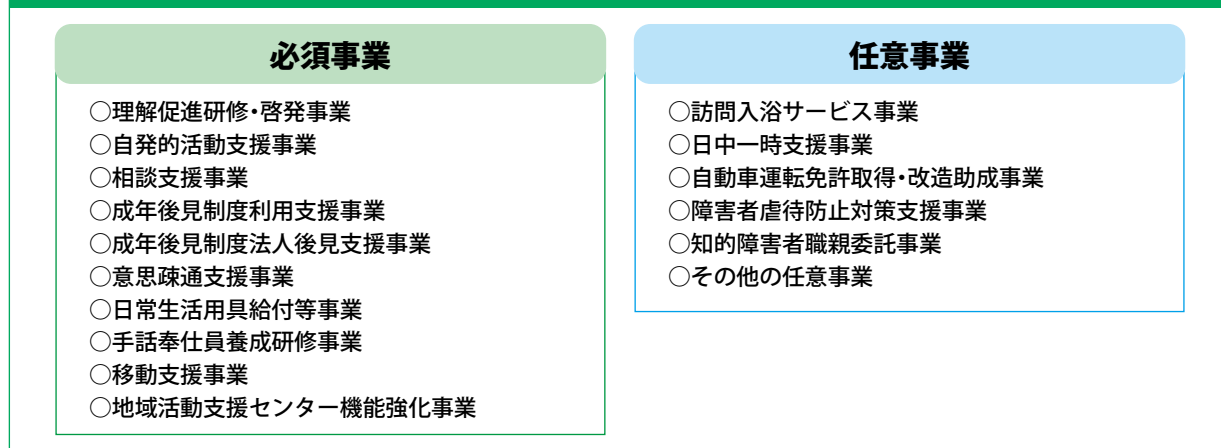
障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月から施行されています。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「障害支援区分認定審査会」を山武圏域 3 市 3 町で共同設置し、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。

障がい福祉サービスの全体像



地域生活支援事業



障がい福祉サービスの内容

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

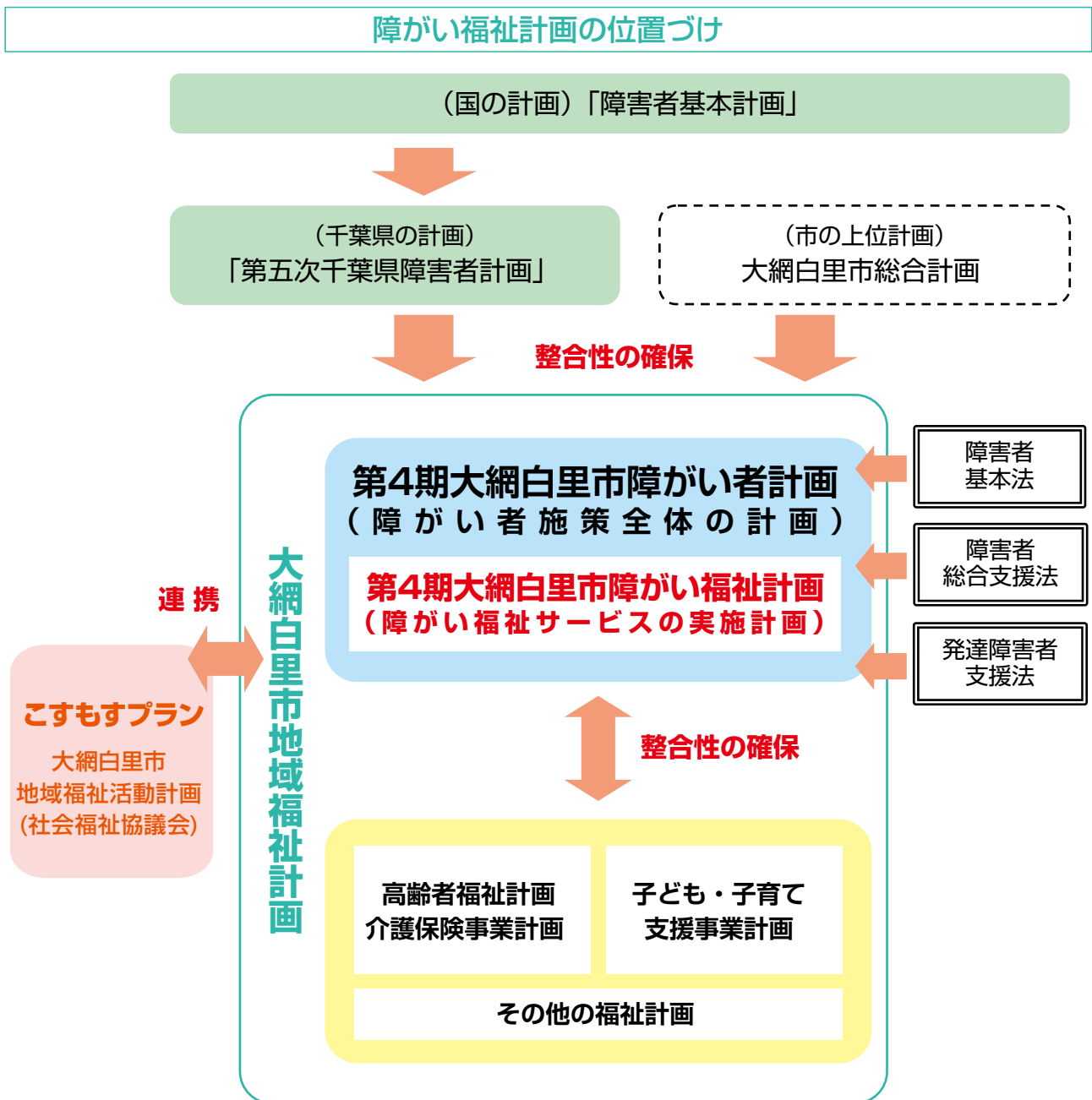
障がい児支援	児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います
	医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢・下肢または体幹機能に障がいのある子どもの治療を行います
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います
	保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します
	障害児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援を適切に利用できるよう、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います

理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある又は精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに障がいがある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人などに対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付・貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人を通所させ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を図る機能を充実、強化する事業です。
訪問入浴事業	居宅で入浴することが困難な重度身体障がい者や保護者の負担の大きい障がい児の方に、入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守りや、日常的訓練などを行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する際、または、身体障がい者自身が購入する自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、費用の一部を助成します。
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある方を一定期間職親に預け、生活指導や技能習得訓練を行います。

5. 計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に策定が規定されており、国の基本指針に即し、『障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画』と定義されています。

本計画は、国の基本指針や県計画との整合を図るとともに、市の上位計画である大網白里市総合計画や大網白里市障がい者計画の実現に向けた実施計画として位置づけ、本市の特性や独自の課題等を踏まえ、目標や見込量を設定するものです。



6. 平成 29 年度の移行目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める視点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に行く人の数を見込み、平成 29 年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	数値	市の考え方
【実績値】 平成26年3月31日時点の 入所者数(A)	46人	平成26年3月31日時点での「施設入所支援」利用者。
29年度末までの施設 入所者数(B)	44人	地域移行による退所者及び新規の施設入所者を含む。
入所者数の削減目標人数(C)	2人	(A) - (B) 国の目標は4%(本市では1.8人相当)以上。
【目標値】 29年度末までの 地域移行者数の目標数(D)	6人	(A)のうち、グループホーム等へ移行する人数 国の目標は12%(本市では5.5人相当)以上。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後 3 か月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定します。

【千葉県における目標値 (案)】

項目	数値	市の考え方
【目標値】 入院後3か月の退院率	84.4%	県が定める目標値達成を図るため、対象者への個別的な対応を行っていきます。
【目標値】 入院後1年時点の退院率	91%	
【目標値】 在院期間1年以上の退院率	18%	

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度末までに一般就労に移行する人数の目標を設定します。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定しました。

【目標値】

項目	数値	市の考え方
【実績】 平成24年度一般就労移行者数	2人	平成24年度に就労移行支援を利用した者のうち、年度内に一般就労へと移行した人数
【目標値】 目標年度の年間一般就労者数	5人	国の目標は、24年度の2倍以上
【実績】 平成25年度末就労移行支援事業利用者	23人	平成26年3月において就労移行支援を利用した者の数
【目標値】 目標年度の年間利用者数	37人	国の目標は、25年度末の60%以上の増加

項目	数値	備考
就労移行支援事業所の見込み(A)	5箇所	平成26年度末市内事業者数 4事業所
上記のうち就労移行率が3割以上の事業所の見込み(B)	3箇所	市内事業所定員数合計 66人
【目標値】(B)/(A)	60%	



7. 各サービスの実績と見込量及びその確保方策

(1) 訪問系サービス

【計画値と実績値】

◆訪問系サービス

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間 /月	204	216	254	267	328	376	372	409	450	320	473	457	546	627	721
重度訪問介護		43	46	49	68	54	61	73	91	91	52	53	365	385	405	425
同行援護		-	-	30	-	-	24	40	50	50	50	70	98	123	129	155
行動援護		69	76	82	51	92	124	177	221	221	66	58	17	37	57	77
重度障害者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		316	338	415	386	474	585	662	771	812	488	654	937	1091	1218	1378

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人/月	17	18	19	21	22	22	30	33	36	22	30	32	39	47	56
重度訪問介護		2	2	2	4	3	3	4	5	5	3	3	4	5	6	7
同行援護		-	-	3	-	-	2	4	5	5	4	5	5	6	6	7
行動援護		3	3	3	2	3	3	4	5	5	4	4	2	4	6	8
重度障害者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		22	23	27	27	28	30	42	48	51	33	42	43	54	65	78

(2) 日中活動系サービス

【計画値と実績値】

◆日中活動系サービス

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	人日分	200	209	591	253	443	811	1080	1170	1260	1368	1411	1496	1565	1637	1712
自立訓練 (機能訓練)		30	40	50	0	10	9	24	32	32	30	46	39	46	46	46
自立訓練 (生活訓練)		63	68	237	78	111	131	160	176	192	129	119	86	90	90	90
就労移行支援		208	217	407	119	182	288	342	378	414	430	446	455	522	594	666
就労継続支援 (A型)		10	20	30	0	0	0	20	20	40	53	0	0	0	20	20
就労継続支援 (B型)		554	561	729	472	633	700	867	952	1037	795	952	961	1056	1161	1276
療養介護		0	0	20	13	30	31	30	30	30	30	30	30	30	30	30
短期入所		129	139	148	97	126	127	176	187	209	156	146	137	161	169	193

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	人/月	15	16	45	18	27	43	60	65	70	72	74	78	82	85	88
自立訓練 (機能訓練)		2	2	3	0	1	1	3	4	4	3	3	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)		4	4	14	5	11	17	20	22	34	15	13	10	10	10	10
就労移行支援		14	15	27	8	10	16	19	21	23	24	25	26	29	33	37
就労継続支援 (A型)		1	1	1	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	1	1
就労継続支援 (B型)		35	35	46	31	42	42	51	56	61	51	61	57	60	63	67
療養介護		0	0	2	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3
短期入所		11	11	12	9	11	12	16	17	19	15	15	17	20	21	24

(3) 居住系サービス

【計画値と実績値】

◆居住系サービス

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活介護 (ケアホーム)	人/月	14	14	25	14	15	19	25	27	29	23	26	-	-	-	-
共同生活援助 (グループホーム)		6	6	20	5	7	6	10	12	14	9	9	38	44	49	53
施設入所支援		9	10	42	7	11	27	42	42	42	46	47	46	45	45	44

※平成26年4月から「ケアホーム」が「グループホーム」に一元化されることになりました。

表中平成26年度以降の「共同生活援助（グループホーム）」欄については、「共同生活介護（ケアホーム）」欄の数値を含む値になっています。

(4) 相談支援

【計画値と実績値】

◆相談支援系サービス

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人/年	1	1	1	1	1	3	80	160	240	56	145	190	207	223	240
地域移行支援		-	-	-	-	-	-	1	2	4	1	3	2	3	4	6
地域定着支援		-	-	-	-	-	-	1	2	4	3	6	4	5	6	7

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
セルフプラン	人/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5	50	69	92	114

8. 地域生活支援事業

【計画値・実績値・見込量】

事業名	単位	計画値			実績値			見込み量		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援事業										
相談支援事業										
障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1	-	0	1	1	2	2
成年後見制度法人後利用支援事業	実人/年	-	-	-	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業										
手話通訳者派遣事業	件/年	200	200	200	158	156	166	171	176	181
要約筆記者派遣事業	件/年	3	3	3	1	6	8	12	12	12
手話通訳設置事業	実設置者数/月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	事業/年	-	-	-	-	-	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業										
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	0	4	4	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	7	8	9	11	9	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	6	7	8	7	7	4	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	8	4	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件/年	770	800	800	724	808	946	1078	1228	1399
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1	1	8	4	4	4	4
移動支援事業	実人/年	18	18	18	11	20	27	30	32	34
	時間/年	800	800	800	542	610	400	445	475	505
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人/年	135	135	135	96	81	90	100	110	121
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実人/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人/年	15	15	15	11	11	11	13	14	15
日中一時支援事業	か所	9	9	9	11	13	15	17	18	19
	実人/年	30	30	30	28	36	35	38	40	42
訪問入浴サービス事業	実人/年	3	3	3	4	3	5	6	7	8
障害者虐待防止対策支援事業	事業/年	-	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
知的障害者職親委託事業	か所	2	2	2	2	2	1	1	1	1
	実人/年	2	2	2	1	1	1	1	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人/年	2	2	2	1	2	3	3	3	3
自発的活動支援事業	事業/年	-	-	-	-	-	-	実施	実施	実施
理解促進研修・啓発事業	事業/年	-	-	-	-	-	-	実施	実施	実施

9. 障がい児支援

【計画値と実績値】

◆障がい児支援

	単位	第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人日分	-	-	-	29	21	24	27	27	27
医療型児童発達支援		-	-	-	5	2	5	5	10	10
放課後等デイサービス		-	-	-	111	144	196	236	283	339
保育所等訪問支援		-	-	-	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援										

	単位	第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	-	-	-	5	5	4	5	5	5
医療型児童発達支援		-	-	-	1	1	1	1	2	2
放課後等デイサービス		-	-	-	13	14	16	21	24	27
保育所等訪問支援		-	-	-	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援		-	-	-	2	3	2	6	8	9

	単位	第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
セルフプラン	人/月	-	-	-	0	1	26	40	41	43

10. 地域生活支援拠点の整備

障がい者の地域における生活支援を推進するため、居住支援機能と地域機能を一体化させた地域生活支援拠点の整備をしていくことが必要です。

大網白里市では自立支援協議会等の場で、障がいのある人のニーズや既存サービス提供施設の整備状況を検討した上で、市内の障がい者支援施設を中心として、グループホーム等の居住支援機能やコーディネートやショートステイ等の地域支援機能等、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、総合的な相談支援機能を統合した地域生活支援拠点の整備を推進します。

それに加え、居住支援機能及び地域支援機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障がい者の地域生活を支援するネットワークを構築することで、障がい者の多様性に柔軟に対応できる体制の面的整備を行います。

11. 障がい福祉計画の進捗管理について

(1) PDCA サイクルの導入

本計画策定にあたっては、PDCA サイクルを取り入れた策定を目指すものとします。

① PDCA サイクルの必要性

本計画は、障がいのある人に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、障がい者、その家族、行政、関係機関がそれぞれ目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題がある場合には随時対応していくことが求められます。

② PDCA サイクルとは

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「見直し (Action)」を順に実施していくものです。業務を進めていくうえで、計画を立て (P)、それを実行し (D)、結果を評価した後 (C)、改善して次のステップへと繋げていく (A) 過程は、業務の質を高めていくうえで重要とされます。

■障害者総合支援法（抜粋）

第 88 条の 2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 計画における PDCA サイクル

平成 27 年度を初年度とする第 4 期計画に係る『障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針』（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下、「基本指針」という）では、計画に PDCA サイクルを導入するにあたり、第一の「提供体制の確保に関する基本的事項」を前提とし、第二における目標を「成果目標」、第三における計画の作成に関する事項である障がい福祉サービスの見込量等を「活動指針」としています。

その上で基本指針では、PDCA サイクルのプロセスは以下のとおりとされています。

- 成果目標及び活動指針については、少なくとも 1 年に 1 回その実績を把握し、障がい者施設

や関連施設の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること

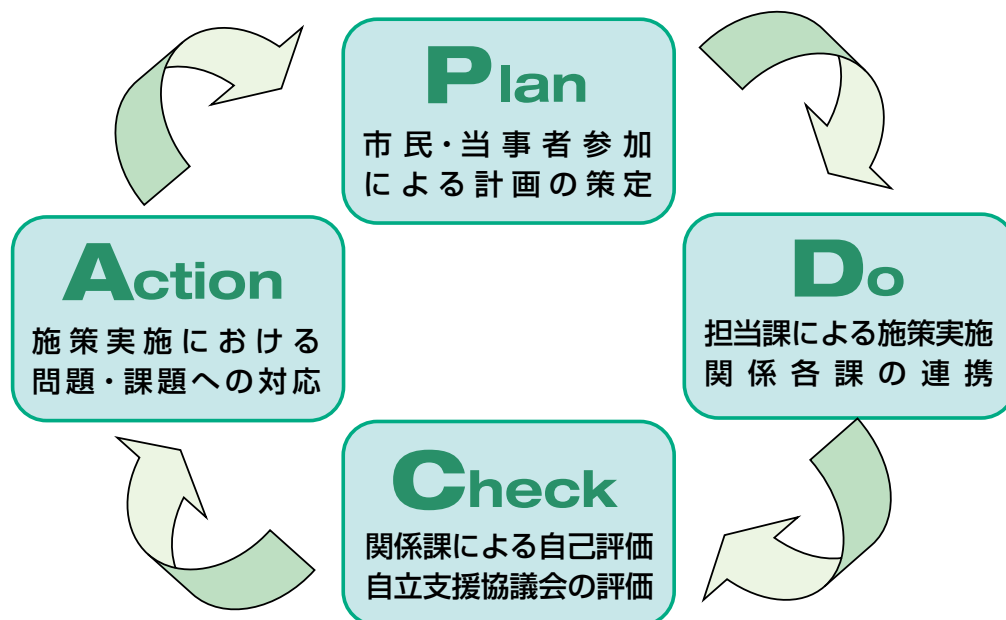
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと
- 活動指針については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこと

第4期計画においては、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に、計画作成の段階において、基本指針に即しつつ地域の実情に応じて成果目標及び活動指針を設定するとともに、成果目標の達成に向けて必要となる活動指針についても整理しておくことが必要となります。

※成果目標：障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの

※活動指針：国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの

PDCAサイクルのイメージ



大網白里市障がい福祉計画(第4期)概要版

発行年：平成27年3月 発行：大網白里市社会福祉課

〒299-3292 大網白里市大網115番地2

TEL:0475-70-0330/FAX:0475-72-8454/URL:fukushi@city.oamishirasato.lg.jp